知っ得! 納っ得!

TAXぺいじ

「税」特集号

みんなで 支えよう
明るい まちづくり

税金は身近なところで使われています

市民の皆さんが安心で豊かな生活を送るために、市では福祉、衛生、教育、土木、消防など日常生活に密接する様々なサービスや事業を行っています。そして、このための費用には皆さんに納めていただく税金が充てられます。

衛生費

保健衛生・医療、ごみの処理などに

教育費

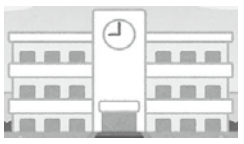

小・中学校や図書館の運営など、教育・文化・スポーツの振興に

土木費

道路・公園などの都市整備に

消防費

消防・救急活動・防災などに

☑ 市民税・県民税について/軽自動車税について ……… 1，2面

☑ 固定資産税・都市計画税について …… 3面

☑ 納税について …… 4面

◇市民税・県民税について

問 市民税課 個人課税係 ☎048-922-1042
FAX048-920-1502

市民税・県民税とは

市民税・県民税は一般に『住民税』と呼ばれ、市が行う事業の費用を住民がそれぞれの負担能力に応じて分担する地方税です。所得税（国税）とは異なり、市民税・県民税は地域社会の会費として、より多くの人に負担を求める仕組みとなっています。

１年間の税額（年税額）は、前年の１月から１２月までの所得等に基づいて計算され、**その年の１月１日にお住まいの自治体**に納付します。

前年の所得の状況が市で把握できない場合、(非)課税証明書の発行や、必要な一部行政サービスに影響がある場合がありますので、次ページの【～私は申告するの？しないの？～】をみて、ぜひこの機会に申告の必要があるか確認してみましょう。

■前年中、収入が無かった方は、申告義務はありませんが、収入が無かったという内容の市民税・県民税申告をしていただくようご案内をしています。なお、失業保険、遺族年金、障害者年金は受給していても収入が無かったものと同じ扱いになります。

市民税・県民税の構成

均等割

市内に住所のある人や、市内に住所がなくても事業所等のある人が一律に負担する税金（年税額５,０００円）
市民税額：３,５００円　県民税額：１,５００円

所得割

前年の所得に応じて計算された税額
市民税の税率：６％　県民税の税率：４％
※所得の種類によって税率が異なる場合があります。

所得とは

収入から必要経費を引いた残りの金額のことです。給与や公的年金等の場合は、決められた計算式により所得を求めます。複数の種類の収入がある人は、それぞれ別々に所得を求めたのちに、所得を合算します。

収入 － **必要経費** ＝ **所得**

ホームページに、給与・公的年金等の所得金額の計算式を掲載しています

草加市　所得の求め方

■所得税の申告が必要な方は、確定申告をしてください。確定申告が必要かどうかについては、川口税務署（☎048-252-5141）までお問い合わせください。なお、確定申告書を提出された方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

税特集号に関するお問い合わせは☎048−922−0151（代表）　市民税課（1，2ページ）資産税課（３ページ）納税課（４ページ）